

官報

号外 昭和三十四年二月十七日

第三十一次衆議院會議録 第十五号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十四年二月十七日

午後一時開議

第一 昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)

第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

運輸大臣水野護君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

日程第一 昭和三十三年度一般会計予算補正(第2号)

日程第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時生鮮食品卸売市場対策調査会設置法案(内閣提出、参議院送付)

午後四時二十四分開議
○議長(加藤鐵五郎君) これより会議を開きます。

運輸大臣水野護君不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、淺沼稻次郎君外四名提出、運輸大臣水野護君不信任決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

運輸大臣水野護君不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。河野正君。

運輸大臣水野護君不信任決議案

右の議案を提出する。

昭和三十四年二月十六日

提出者

淺沼稻次郎 河野 密

柳田 秀一 春日 一幸

河野 正

賛成者

阿部五郎外百五十九名

運輸大臣水野護君不信任決議案

本院は、運輸大臣水野護君を信任せず。

右決議する。

理由

一 水野運輸大臣は、わが国の産業、経済、文化に重大な影響を与え、私鉄運賃の値上げを、世論を無視して一部のものの利益のために、政治的、一方的に行い、国民生活を甚しく破壊している。

二 水野運輸大臣は、国鉄志免鋸業所問題に対してこれが労働者、住民と深い関係があり、また数十億円にのぼる国有財産の処理という重大問題であるにもかかわらず、労働者及び関係住民の意志を全く無視し、これを利権として、法外

に低廉な価格で一部民間業者に払下げ、独占資本に一方的に奉仕しようとしている。

三 水野運輸大臣は、賠償汚職の疑惑の濃いインドネシア賠償問題の責任者でありながら、疑惑の焦点に立つ民間商社所有の自動車を利用していたなど明らかに政治的良心に欠けるばかりでなく、その他伊豆下田鉄道、東海道新線建設問題等、その背後には数々の疑惑がもたれている。

以上のように、水野運輸大臣による運輸行政は、常に国民大衆の利益よりは独占資本、あるいは一部政商のためにのみ奉仕し、岸内閣の「金権政治」を象徴しているといわなければならない。

これが、本決議案を提出する理由である。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました運輸大臣不信任案の上程に対し、その趣旨の説明を行わんとするものであります。

まず、その主文を読み上げます。本院は、運輸大臣水野護君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

理由

一 運輸行政がわが国の産業、経済、文化に及ぼす影響の重大性を常に軽視し、政治権力を結びつき、国民の世論を無視し、一方的に政治的な私鉄運賃の値上げ等、国民生活をなはだしく破壊せんとした。

二 産業、経済の再建に努力した労働者及び関係住民の意思を無視し、独占資本に奉仕するの余り、国鉄志免鋸業所を利権として取り扱い、法外の価格で民間に払い下げんとした。

三 インドネシア賠償に対する造船割当のほか、伊豆下田鉄道、東海道新線の建設等、その背後には数々の疑惑が持たれている。

右、水野行政は、運輸行政が日本の産業、経済、文化に及ぼす影響の重大性を無視し、国民大衆の利益を顧みず、常に独占資本に奉仕したことは、日本の民主主義を破壊し、一部階級のための金権政治を樹立するものと言ふべきである。

よって、ここに運輸大臣水野護君の退陣を要求して、本決議案を提出するものである。

以下、その詳細について御説明を申し上げたいと思っております。

逆境に弱く、順風に強い保守政治家の例に漏れず、水野運輸大臣が、常に独占資本家の顔色をうかがい、国民大

衆の利益を無視し、国民生活をなはだしく破壊している。

以上、その主文を読み上げます。

本院は、運輸大臣水野護君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました運輸大臣不信任案の上程に対し、その趣旨の説明を行わんとするものであります。

まず、その主文を読み上げます。本院は、運輸大臣水野護君を信任せず。

右決議する。

衆の窮乏を顧みることなく、運輸行政を通じて、一部特権階級のみ利益を守り続けてきたことは、すでに周知の事実でございます。ある週刊誌は、キヤッチ・フレーズを編み出し、自民党主流派の首脳を「三盗五濁七あほう」といい、反主流派の実力者を「三凶五悪六ふりてん」と言ったのであります。が、このことは、今日の自民党が、思想や政策の政党でなく、三盗五濁、三凶五悪の文字が示すように、私利私欲、党利党略のほか何ものでもないことを明白に示したものであります。

(拍手)このように質度の低い戦国的な様相が国民の保守党に対する信頼感を急ピッチに失わせつつあるにもかかわらず、依然として、政治権力と結びつき、贈収賄の温床を作り、汚職問題を引き起す必然性を重ねつつあることは、われわれ国民の全く容認することのできません。

さきの総選挙に際しましては、八百億減税その他数々の選挙目当ての公約で国民を欺瞞したのでありますが、実際には、私鉄運賃の値上げ等によって低所得者の家計の負担を増加せしめて参ったことは、御承知の通りであります。私鉄白書では運賃値上げによる物価騰貴を強く否定しておるのでありますが、しかし、国民大衆が多くの不安を抱いておることは偽らざる事実でございます。国鉄運賃の改定以来、一応、諸物価の値上げは押えられておつ

たのであります。が、今回の私鉄運賃値上げを機会に、これを突破口として、一斉に値上げへ出発する情勢と不安はきわめて濃厚になって参ったのであります。私鉄運賃値上げのみが直接的ではないにいたしましたが、これが間接的に巻き起す諸物価値上げへの原動力となることは、これまた火を見るよりも明らかであります。新聞、放送、ガス、電気、映画など、このあとはメジロ押しの状態であり、これが自民党の物価手直し論とともに値上げにまかり通ることは必至で、国民生活に脅威をもたらすことは、これまた明らかでございます。換言するならば、運賃値上げの家計に対する直接的はね返りではなく、連鎖反応的脅威であります。すなわち、直接的であると同時に、それが他産業や資金に大きくはね返ってくるというものであります。また、一方、運賃値上げの目的が五カ年計画のための資金獲得にあるとするならば、これは兼業部門に対する過当競争的設備投資を招来するものと、これまた断せざるを得ないのであります。このようにな、大企業に奉仕し、国民の世論を無視した一方的な私鉄運賃値上げは、国民の生活を犠牲にするのみならず、政治権力に結びついた一個の汚職に墮する事実を強く指摘しなければならぬのでございます。

かくのごとく、私鉄運賃値上げが政治的理由のほか何ものでもなかったと

同様に、永野運輸大臣の就任により急速に具体化した問題が、今日院内外を通じて強い批判を受けておる国鉄志免鉱業所民間払い下げの問題でございます。志免炭鉱は、従業員三千二百名を擁し、埋蔵量二千万トン、出炭量は年産五十万トン、平均六千五百カロリで、九州でも屈指の良鉱であります。従つて、今日まで、この払い下げをめぐる、業界、政界の蠢動がわめて露骨なものがあつたのであります。すなわち、昭和三十年十一月の行政管理局の勧告及び翌三十一年一月の国鉄経営調査会の答申に端を発したのであります。その勧告、答申の言わんとするところは要約いたしますと、その第一は、志免炭業所は赤字であり、非経済的であるので、国鉄経営より分離するべきか、さもなければ、徹底的な経営の合理化に努めよ、ということであつたのであります。しかるに、その後、山元における従業員を中心とする関係者の犠牲的努力と献身的協力及び炭界の事情も手伝い、今日では二億余の黒字経営となり、第一の経済的根拠が消滅いたしました。や、今度は、たちまち約変して、可採炭量が少いという一方的な資料を掲げ、志免炭業所の事業生命がはなはだしく短命であること、すなわち、将来性のないことを第二の理由として、あらためて提議を行い、ことに、三十三年四月には、全く御用機関

にひとしい、かいらいの調査委員会を設置し、民営移譲の合理性をはかつたのであります。この当局側の不当なる態度に対して、わが社会党は、学者、技術者、経験者の協力を得、衆知を集め、あるときは、勝岡田対策委員長以下十数名の国会議員も、地下数千尺の坑底にもぐり、炭塵にまみれ、汗を流し、詳細なる実地調査を行い、ついに、最も科学的な、志免炭業所長期安定経営は可能である旨の具体的開発計画案を発表し、強く当局の欺瞞性を追及するに至つたのであります。(拍手)

当局は、この社会党の具体的開発計画案に驚くと同時に、自信を喪失し、むしろ、社会党案を肯定しつつも、思想の相違を第三の理由として、あえて民間払い下げを強行しようとする企図したのであります。

かくのごとく、払い下げ理由に一貫性がなく、その理由が三転、三転して参つたことは、その払い下げの根本的な理由が、志免炭業所自体の問題でなく、さらに深いところに根を持っていて、それを明らかに示すものであります。(拍手)

一月二十八日付の朝日新聞は、「今日の問題」で、志免炭業所が国有財産であることを、反対者が非常に多いこと等を理由に、払い下げに当っては反対者を納得させる考慮と努力の必要のあることを強調しておるのであります。たとえば、社会党は、志免炭鉱は今後四

十五万トン出炭で十年以上可能なることを主張せるにもかかわらず、あと二三年で限界にくるといふ国鉄当局との意見の極端な対立は、ぜひとも国民の前に明らかにせらるべきことを、強調いたしておるのであります。(拍手)結局、国民の監視下に公明正大に行われ確信があるかどうか、はなはだ疑問だといつておるのであります。しかるに、社会党に対しては、今日まで一回の討議の機会も与えず、従業員に対しては、従業員が一步譲歩すれば当局は二歩前進する独善的な態度をとつて参つたのであります。このことは、志免炭鉱払い下げが業界垂せんの的といわれ、従つて、当局と政治ボスが結託をし、いわゆる独占資本の利潤追求のための好餌とした結果であることは、全く疑り余地がないのであります。(拍手)

このように、特定業者と結んで払い下げを強行しようとするのに対しては、新聞論説でも、業者とのくされ縁を切れとのきびしい警告はもろろんのこと、最近、自民党内におきまして、その声を聞くに至つたといわれております。

しかし、志免炭業所があえて利権として取り扱われる限り、その払い下げ価格が不当に安いものであらうことは、特に国民の注目するところでありませう。にもかかわらず、業界に相呼応するかのごとく発表いたしました当局の

資産表を見ても、財産総額はわずかに二十六億円余であります。この表による

と、驚くなかれ、現在志免鉱業所の所長が乗り回しております五一年型クライスラー乗用車が、何と一円の評価額であります。ただの一円であります。

そのほか、倉庫、便所等、三百近い物件が、これまた子供のあめ玉も買えぬ一円の評価額であるのであります。従って、科学的な評価では五十億と推定されるにもかかわらず、わずか十億前後で払い下げようというのが今日の当局の腹でありますから、国民の名において断じて容認することができないのであります。(拍手)

しかし、本問題は、単に志免鉱業所の問題にとどまらざるのみならず、わが国の交通政策、エネルギー政策という基本的な点よりも、きわめて重大であります。もし政府及び当局が一方的に払い下げを強行せんとするならば、重大なる事態と混乱が生ずることは必ずであります。その責任は行政上の最高責任者たる水野運輸大臣が負うべきは、これまた当然といわなければならぬのであります。(拍手)

まさに「不正者の天国」を書いて行政管理局の監察官が首になるほど、今日の保守政治に不正腐敗がはびこっていることは、周知の事実であります。数日前の予算委員会では、インドネシア賠償船について、木下商店との関係が、わが党委員より激しく追及された

ことは、すでに御承知の通りでありまして、その割当の露骨さには業界すら一驚したのであります。ことに、賠償に権限を有する運輸大臣が、かねて関係を有する木下商店提供の自動車の使用を認めるごときは、疑惑のみならず、国会としても断じて許すことができないのであります。(拍手)大臣は、かつて借職に身を置かれたよしてございまして、このようなことを、すべて、あたかもお布施のごとく心得ておられるかもしれませんが、しかし、国民の心は、疑惑ありとして、きびしいことを、大臣は知るべきであります。

かくのごときインドネシア賠償に關する造船割当のみならず、第十四次造船割当につきましても、業界の暗躍とともに、種々なる風聞は今なお国民の耳に新しいものがあります。運輸大臣就任後は、さきに述べた私鉄運賃の値上げを初めとし、伊豆下田鉄道の建設、東海道新線の建設、興安丸の払い下げ、また、目下懸案の志免炭鉱払い下げ問題と、歴代の運輸大臣にしてなし得ざりしものもろの間に積極的に手をつけたのみならず、しかも、その背景に種々疑惑を抱かされたことは、われわれの強く糾弾しなければならぬ事実なのであります。このことは、すでに、自民党内においてすら、運輸大臣は行政官にあらず政商なりとの声が出ておるといふことでもござ

います。これは、その事実をよく物語っております。天野公義君。われわれは、このような今日の運輸行政の病根に徹底的なメスを入れ、その真相を明らかにし、国民の名において運輸大臣の退陣を要求することこそ、腐敗政治を追放するゆえんであるとかく信じ、ここに本決議案を提出した次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これより討論に入ります。天野公義君。
〔天野公義君登壇〕
○天野公義君 私は、ただいま議題となつております水野運輸大臣不信任決議案に對しまして、自由民主党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

反対理由の第一は、私鉄運賃についてであります。わが国の産業、経済、文化に大きな貢献をなしつつある地方鉄道の運営が、産業の近代化、経済の助長、文化の進展に應じて整備されていかなければならぬことは、万人の認めるところと存するのであります。しこうして、地方鉄道経営の実際は、運賃が昭和二十八年以来据え置かれていながらも、一方に物件費、人件費の高騰などがありまして、運次苦しくなつて参つたのであります。そこで、一昨昭和三十三年六月から七月にかけまして、大手十三私鉄から運輸省に對

し旅客運賃変更の認可申請があつたのであります。その後、政府において運輸審議会に諮問をし、運輸審議会においては十分検討を加えた結果、昨三十三年十二月十六日、値上げを認める答申があつたのであります。運輸大臣としては、法律の定めるところに従つて、運輸審議会の意見を尊重するとともに、さらに、運賃値上げが民生に与える影響を考慮して、値上げ率を運輸審議会の答申よりさらに幾分低率に修正して認可したのであります。その運賃増収率は一五・三%で、大都市の生計費に及ぼす影響は、わずかに〇・二%程度にすぎないものであります。しかも、運輸大臣としては、運賃改訂による増収分を運転保安の確保、輸送力の増強及びサービスの向上のための五カ年計画の実施に使用させるよう指導監督をし、一般旅客に対して負担加重分を遺憾なく還元して、公共機関としての使命を果さそう努力すると約束しておるのであります。このように、運賃値上げについては、提案者の言うがごとき不当な政治的考慮等が介入する余地は全くないのであります。(拍手)

社会党の諸君が国民大衆の利便を言うならば、あのむちゃくちゃな私鉄のストライキ、国民の足を一方的に奪うストライキこそ、国民大衆の利便にまつところから反するものであると断せざるを得ないのであります。(拍手)

第二に、志免鉱業所払い下げの問題について申し上げます。

昭和二十九年内閣に設けられた臨時公共企業体合理化審議会より、志免鉱業所を分離すべきであるとの答申があり、続いて、昭和三十年十一月及び三十三年四月の二度にわたつて、行政管理局より同様な趣旨の勧告がなされております。この答申並びに勧告の趣旨に基いて、日本国有鉄道総裁は、事の重大性にかんがみ、内閣内に諮問機関として志免鉱業所調査委員会を設け、斯界の権威者を委員として、あらゆる角度からこの問題を検討したのであります。昨年十月、同委員会より志免鉱業所を分離することについて答申があり、これに基いて、国鉄総裁より運輸大臣に對し、志免鉱業所を分離する基本方針について了承を求めておるのであります。運輸大臣は、これに對し慎重に検討を加えた後、申請そのままではなく、指名競争入札によるほか、譲渡の方法等について十分慎重を期し、特に従業員の処遇についても円満に措置するようにと強く要望をいたしました。分離することを了承したものであります。この運輸大臣の了承は、前にも申し上げたように、競争入札の方法によることで明らかなく、譲渡の相手方も、価格も、もちろん今後の問題であつて、提案者の言われるように、特定の相手方に法外に低廉な価格で売却するといふことがござ

います。これは、その事実をよく物語っております。天野公義君。われわれは、このような今日の運輸行政の病根に徹底的なメスを入れ、その真相を明らかにし、国民の名において運輸大臣の退陣を要求することこそ、腐敗政治を追放するゆえんであるとかく信じ、ここに本決議案を提出した次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これより討論に入ります。天野公義君。
〔天野公義君登壇〕
○天野公義君 私は、ただいま議題となつております水野運輸大臣不信任決議案に對しまして、自由民主党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

反対理由の第一は、私鉄運賃についてであります。わが国の産業、経済、文化に大きな貢献をなしつつある地方鉄道の運営が、産業の近代化、経済の助長、文化の進展に應じて整備されていかなければならぬことは、万人の認めるところと存するのであります。しこうして、地方鉄道経営の実際は、運賃が昭和二十八年以来据え置かれていながらも、一方に物件費、人件費の高騰などがありまして、運次苦しくなつて参つたのであります。そこで、一昨昭和三十三年六月から七月にかけまして、大手十三私鉄から運輸省に對

し旅客運賃変更の認可申請があつたのであります。その後、政府において運輸審議会に諮問をし、運輸審議会においては十分検討を加えた結果、昨三十三年十二月十六日、値上げを認める答申があつたのであります。運輸大臣としては、法律の定めるところに従つて、運輸審議会の意見を尊重するとともに、さらに、運賃値上げが民生に与える影響を考慮して、値上げ率を運輸審議会の答申よりさらに幾分低率に修正して認可したのであります。その運賃増収率は一五・三%で、大都市の生計費に及ぼす影響は、わずかに〇・二%程度にすぎないものであります。しかも、運輸大臣としては、運賃改訂による増収分を運転保安の確保、輸送力の増強及びサービスの向上のための五カ年計画の実施に使用させるよう指導監督をし、一般旅客に対して負担加重分を遺憾なく還元して、公共機関としての使命を果さそう努力すると約束しておるのであります。このように、運賃値上げについては、提案者の言うがごとき不当な政治的考慮等が介入する余地は全くないのであります。(拍手)

社会党の諸君が国民大衆の利便を言うならば、あのむちゃくちゃな私鉄のストライキ、国民の足を一方的に奪うストライキこそ、国民大衆の利便にまつところから反するものであると断せざるを得ないのであります。(拍手)

昭和三十三年二月十七日 衆議院會議録第十五号 運輸大臣水野龍雄不信任決議案

絶対に足り得ないのであります。提
案理由は明白に事実を曲げた非難とい
わざるを得ないのであります。(拍手)
第三は、インドネシアの船舶賠償の
問題についてであります。

日本がインドネシアに船舶を賠償で
供与するという原則は、昨年四月十五
日効力を発した日本とインドネシアと
の賠償協定で、すでに決定されてあり
ます。インドネシアが内航船を緊急に
要求しており、日本側でこれを供与す
ることの方針も、水野運輸大臣の就任
前に、すでに決定しておったことであ
ります。具体的に、これを各省次官か
ら構成される賠償実施連絡協議会で決
定し、日本とインドネシア間に船舶九
隻の賠償実施計画の合意がなされたた
のであります。決して水野運輸大臣一
人の専断事項でも何でもないものであ
ります。その後、この実施計画に基いて
賠償協約が締結され、これを日本政府
が賠償協定による認証基準に照らして
認証したものであります。賠償協定の
規定通りに実施せられたものであり
ます。御承知の通り、賠償協約は直接
方式になっておりまして、つまり、相
手国の賠償使節団長と日本国民との間
に、直接に商業的手続に従って締結さ
れるものであります。すなわち、日本
の供給業者を選択したり決定するこ
と、また、それと商業的手続で話し合
い、契約を結ぶことは、もっぱらインド
ネシア賠償使節団であつて、日本政府

は、これに關しては干渉する権限はな
いのであります。従いまして、水野運
輸大臣は、この契約締結に關しては何
らの権限もなく、また、干渉したり、
あつせんしたりした事実とは全然ないの
であります。提案理由に述べられた
ことは事実を知らざるもはなはだしい
ものといわざるを得ないのであります。
(拍手)

第四は、伊東—下田の鉄道建設の免
許についてであります。
申すまでもなく、伊豆半島は、東京
に近く、産業、文化、観光の面で将来
大いに発展すべき各種の条件を具備し
ております。これが開発を促進するた
めには、既存の自動車等の交通機関の
みによって十分とは言えません。ここ
に鉄道を急速に敷設することは、地元
を初め、広く国民の強い要望であると
存するのであります。国鉄予定線の建
設を早急に実施することがきわめて困
難な事情にある現在においては、免許
申請があつた私鉄による鉄道敷設が妥
当であるといわざるを得ないのであり
ます。運輸審議会は、免許申請の時期
及び地元民の意向等を考慮に入れ、出
願いたしました伊東—下田電気鉄道、伊
豆箱根鉄道のうち、前者に免許するこ
とを妥当とする旨の答申をいたし、水
野運輸大臣は、法律の定めるところに
よつて、同審議会の答申通り免許を与
えたものであります。これまた、何
らやましいところのあるものとは言え

ないのであります。むしろ、これに
よりまして伊東—下田鉄道は早急に建設
される段階となり、伊豆地方の開発促
進のためには、まことに適宜な措置で
あるといわなければならないのであり
ます。

第五は、東海道新幹線の問題であり
ます。

日本国有鉄道の大動脈であります
東海道線が近い将来に行き詰まりを予
想されることは、非常に大きな問題で
あります。このため、運輸省に設けら
れた日本国有鉄道幹線調査会が十分検
討の結果、東海道新幹線を建設すべし
との結論に達したのであります。こ
れを政府においては、経済企画庁を中
心とする交通関係協議会においてさら
に十分検討した上で、建設に着手する
ことに決定したものであります。この
ように、きわめて公正に定められたも
のであります。決して水野運輸大臣
の個人の見解によるものではなく、背
後に疑わしいことがあるというがごと
きは、何ももつてそのようなことを言
われるか、了解に苦しむものでありま
す。(拍手)むしろ、この新幹線の建設
は、日本で初めての広軌鉄道であり、
東京—大阪間を約三時間で結ぶとい
う、まことに画期的なものであり、完
成の暁においては、わが国経済の発
展、国民生活の向上に至大なる貢献を
なすものであります。これが着手を
決定したことは、水野大臣のむしろ大

きな功績といふべきであつて、断じて
非難の対象とはなり得ないと存するも
のであります。(拍手)

最後に、提案理由のうちにある、「国
民大衆の利益よりは独占資本、あるいは
一部政商のためにのみ奉仕」するも
のであるとの非難であります。これ
は、まことに水野運輸行政の実態を知
らざるものといわざるを得ないのであ
ります。水野運輸行政は、外航船腹の
拡充、三國間輸送の助成、観光事業の振
興等による国際収支の改善、国際並び
に国内航空路の伸張、国鉄五カ年計画
の実施、その他国内の輸送力の増強、
港湾の整備、海陸輸送における中小企
業の健全化等々、着々とその実績をあ
げておるのであります。このこと
は、今国会に提案されております昭
和三十四年度予算案や幾つかの法律案
を見ただけでも明らかであると存する
のでございます。

以上を要約いたしますと、本不信任
決議案は全然根拠がなく、いたずらに
事実を曲げて解釈したり、あるいは実
態を知らずして非難しておるものとい
わざるを得ないのであります。私は、
社会党がかかる無意味な提案をこの議
場に出されましたことは、国会の運営
を停滞せしめる目的以外の何ものでも
ないと存するのでございまして、断
固、本不信任決議案に対して反対する
ものでございます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 久保三郎君。
「久保三郎君登壇」
○久保三郎君 私は、日本社会党を代
表し、ただいま議題となりました運輸
大臣水野護君不信任決議案に対し、贊
成の意見を述べたものであります。
(拍手)

運輸大臣水野護君は、就任以来、懸案
事項の解決と称し、常に国民大衆の声
を聞かず、業者の要請にこたへること
にきゅうきゅうとして今日に至つてお
るのであります。(拍手)ことに、私鉄
運賃の値上げについては、就任早々よ
りこれを企図し、あるときは閣議のお
しかりを受け、あるときは党内の圧力
に押えられたが、とうとう新春早々そ
の念願を達成し、国民大衆の怒りを
買っておるものであります。(拍手)

私鉄運賃値上げに當つて、運輸大臣
は、業者を代弁し、安全運転を確保す
るといふ、半ば脅迫的な理由をもつて
のみ強行し、会社経営全体の検討と、利
用者大衆の負担等、重要な事項につい
ては何らの検討も加えず、また、運賃
値上げによる一般物価への影響はさら
に顧みず、国民大衆の生活を圧迫する
値上げを断行したのであります。運輸
大臣の職責は、言うまでもなく、国民
生活の基礎を安定確保するものであつ
て、経営者の利益のみを擁護すべきも
のではないにもかかわらず、業界の要
請にのみこたへたこの一事をもつてし
ても運輸大臣の資格はなく、業界代

表者であるといふべきでありましょ
う。(拍手) 参議院選挙の前にこれを断
行したのは、岸内閣の金権政治の必要
性からだとも巷間伝えられておるので
あります。(拍手) かかる疑惑を一掃す
るためにも、この際退陣が至当であり
ましょ。

さらに、問題になつておるガソリン
税値上げについてありますが、昨年
末、運輸大臣は、運輸委員会において
与党議員の質問に答へ、ガソリン税増
徴には反対の態度を堅持すると言いな
がら、一方、ガソリン税増徴としまれ
ば、運賃値上げもやむなしと答弁して
おり、これまた業者を代弁するもので
あり、国民大衆の生活を顧みないもの
であつて、運輸行政をかかると業界代表
にまかせておくべきでないと思つので
あります。(拍手)

次に、運輸行政の中で重要なものと
して免許認可行政があるが、自動車道
の供用約款にからまる問題、あるいは
提案の中に入つてゐる伊豆下田間鉄
道建設の問題、さらには熱海大島間
定期船の問題等、いずれも多かれ少か
れスキャンダルがつきまとい、一般に
は政治免許であるとなつてゐるもの
が多いのであります。これまた、岸
内閣の金権政治と関連して世間の信用
を失いつつあり、運輸大臣が政商であ
るという評も、ここから出てくるもの
と思はれるのであります。(拍手)

また、インドネシア賠償にからんで
は、これと深い関係にある商社から利
益を提供され、しかも、これに対し何
らの反省もされておらない態度は、汚
職追放を大きな看板としてゐる岸内閣
の關係として、その地位にあるべきも
のではないのであつて、不信任案の決
議を待たずして退陣すべきではないだ
らうか。

一方、フィリピン向け高速船輸出に
ついては実に巧妙な態度をとつてお
り、特殊な關係にある商社の計画には
賛成し、一方、造船利子補給を含む海
運界の要望にもこたへようという作戦
に出でおり、まさに政商的な大臣であ
ります。(拍手)

さらに、三十四年度予算に計上して
ある三田間輸送助成費五億円は、当然
立法措置を伴うべき性質のものである
にもかかわらず、簡単な予算説明だけ
で提案してゐるが、これを政商的な運
輸大臣にまかせせるほど国民は寛大でな
いと存するものであります。(拍手)

次に、航空行政について運輸大臣が
今日までやってきたことを見れば、昨
年、全日空の航空機墜落事故を契機に
航空安全対策懇談会が持たれ、それぞ
れ答申があつたが、その答申は顧みら
れず、政策的なものに重点が置かれ、
かつ、完全に実施されるものといえ
ば、全日空に対しての五千万円の補助
であつて、すべてが、かような利用者

大衆、国民大衆から背を向けた航空行
政であります。

次に、国有鉄道志免鉱業所の措置に
ついては、懸案事項の解決ということ
で、先般、国鉄総裁に、その分離譲渡を
許可した。ところが、業界では、すで
に昭和三十三年の二月、三菱に払い下
げをすべきであるといふ話し合いがあつ
ており、それぞれ今日まで裏面で暗
闘が続けられてゐることを百も承知の
上で、いかにも公正を期するといふ名
目をもつて、関係業者の競争入札を指
示しました。これをもつて世間の目を
ごまかそうとしておるし、さらに、一
方、かかる指示をおきながら、入
札譲渡は不可能であり、さらに、譲渡
でない方法、すなわち、共同出資等に
よる方法をその前に考へるべきだと言
明してゐる。これは、石炭業界の今日
の情勢では払い下げに多額の資金調達
難が困難と見て、業界が安易に手に
入れる方法としてこれを考へてゐるや
にも見受けられ、あるいは三業者の談
合を促進させるための盲動でもあり、
貴重な国民の財産を政商としての立場
から処理しようとしてゐるのであつ
て、本問題では、すでに多くの疑惑が
持たれており、これをそのまま水野運
輸大臣にまかせておくことは限りあり
あり、即刻退陣を願ふことが当然であ
ります。(拍手)

以上、簡単に賛成の趣旨を申し述べ
ましたが、要約して、水野運輸大臣

は、前歴である経営者の立場のみに
よつて運輸行政を進められ、業界の間
を決ぐ政商として終始され、国民生活
の基礎である運輸行政からは遠く離れ
ており、このままその職にとどめ置く
ことは、運輸行政をして特權的な支配
をさらに強化させ、ますます疑惑と混
乱を深める結果を招来することは必然
であります。(拍手) よつて、私は、本
不信任決議案に賛成するものでありま
す。(拍手)

議長(加藤録五郎君) これにて討論
は終局いたしました。

採決いたしました。この採決は記名投
票をもつて行います。本決議案に賛成
の諸君は白票、反対の諸君は青票を持
参せられんことを望みます。閉鎖。
氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
議長(加藤録五郎君) 投票漏れはあ
りませんか。投票漏れなしと認め
ます。投票箱閉鎖。開陣。開鎖。
投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕
議長(加藤録五郎君) 投票の結果を
事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕
投票総数 三百七十四
可とする者(白票) 百三十五
〔拍手〕
否とする者(青票) 二百三十九
〔拍手〕

議長(加藤録五郎君) 右の結果、運
輸大臣水野護君不信任決議案は否決さ
れました。(拍手)

議長(加藤録五郎君) 右の結果、運
輸大臣水野護君不信任決議案は否決さ
れました。(拍手)

- | | |
|--------|---------|
| 阿部 五郎君 | 赤路 友藏君 |
| 赤松 勇君 | 齒ヶ久保重光君 |
| 浅沼稻次郎君 | 飛鳥田一雄君 |
| 淡谷 悠藏君 | 井伊 誠一君 |
| 井岡 大治君 | 井手 以誠君 |
| 伊藤卯四郎君 | 伊藤よし子君 |
| 猪俣 浩三君 | 池田 麟治君 |
| 石川 次夫君 | 石田 宥全君 |
| 石野 久男君 | 石村 英雄君 |
| 石山 權作君 | 板川 正吾君 |
| 今澄 勇君 | 今村 等君 |
| 受田 新吉君 | 内海 清君 |
| 小川 豊明君 | 大西 正道君 |
| 大貫 大八君 | 大野 幸一君 |
| 大原 亨君 | 大矢 省三君 |
| 太田 一夫君 | 岡 良一君 |
| 岡田 春夫君 | 岡本 隆一君 |
| 加賀田 進君 | 加藤 勘十君 |
| 加藤 録造君 | 柏 正男君 |
| 春日 一幸君 | 片山 哲君 |
| 勝澤 芳雄君 | 角屋堅次郎君 |
| 金丸 徳重君 | 上林與市郎君 |
| 神近 市子君 | 神田 大作君 |
| 河上丈太郎君 | 河野 正君 |
| 木下 哲君 | 木原津與志君 |
| 北山 愛郎君 | 久保 三郎君 |

昭和三十四年二月十七日 衆議院會議録第十五号 運輸大臣永野護君不信任決議案

久保田鶴松君	久保田 豊君
栗原 俊夫君	黒田 壽男君
小林 進君	小林 正美君
小牧 次生君	小松信太郎君
兒玉 末男君	五島 虎雄君
河野 密君	佐々木良作君
佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
櫻井 奎夫君	實川 清之君
島上善五郎君	島口重次郎君
東海林 稔君	杉山元治郎君
鈴木 一君	鈴木茂三郎君
田中幾三郎君	田中織之進君
田中 武夫君	田中 稔男君
田万 廣文君	多賀谷眞稔君
滝井 義高君	竹谷源太郎君
瀬兼次郎君	塚本 三郎君
辻原 弘市君	堤 ツルヨ君
戸叶 里子君	雙森 芳夫君
中澤 茂一君	中島 巖君
中嶋 英夫君	中原 健次君
中村 高一君	中村 時雄君
成田 知巳君	西村 榮一君
西村 関一君	西村 力弥君
野口 忠夫君	芳賀 貢君
長谷川 保君	原 茂君
原 彰君	平岡忠次郎君
廣瀬 勝邦君	帆足 計君
堀 昌雄君	松浦 定義君
松尾トシ子君	松平 忠久君
松前 重義君	松本 七郎君
三銅 義三君	三宅 正一君

否とする議員の氏名

水谷長三郎君	武藤 武雄君
門司 亮君	本島百合子君
森島 守人君	八百板 正君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾喜三郎君	柳田 秀一君
山口シツエ君	山崎 始男君
山下 榮二君	山田 長司君
山中日露史君	山花 秀雄君
山本 幸一君	横山 利秋君
吉川 兼光君	志賀 義雄君
正木 清君	
安倍晋太郎君	相川 勝六君
愛知 揆一君	青木 正君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	秋山 利恭君
浅香 忠雄君	足立 篤郎君
天野 公義君	天野 光晴君
綾部健太郎君	荒木萬壽夫君
荒船清十郎君	新井 京太君
五十嵐吉蔵君	井出一太郎君
井原 岸高君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
池田 勇人君	石井光次郎君
石坂 繁君	石田 博英君
一萬田尙登君	稻葉 修君
今井 耕君	今松 治郎君
岩本 信行君	宇田 國榮君
植木庚子郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 安吉君

江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小川 半次君	小川 平二君
小澤佐重喜君	大久保武雄君
大久保留次郎君	大倉 三郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君
大野 伴陸君	阿崎 英城君
阿部 得三君	岡本 茂君
奥村又十郎君	押谷 富三君
加藤 精三君	加藤 高蔵君
加藤常太郎君	鹿野 彦吉君
鍛冶 良作君	上林山榮吉君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君
川崎末五郎君	川島正次郎君
川野 芳滿君	菅家 喜六君
菅野和太郎君	簡牛 九夫君
木倉和一郎君	木村 武雄君
木村 俊夫君	菊池 義郎君
岸 信介君	北澤 直吉君
吉川 久衛君	清瀬 一郎君
久野 忠治君	倉石 忠雄君
倉成 正君	藏内 修治君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小金 義照君
小坂善太郎君	小島 徹三君
小平 久雄君	小林 銜君
小林 絹治君	小山 長規君
河野 一郎君	河野 孝子君
河本 敏夫君	綱領 彌三君
佐々木盛雄君	佐藤 榮作君
佐藤虎次郎君	佐藤洋之助君

寶藤 邦吉君	坂田 英一君
坂田 道太君	櫻内 義雄君
笹山茂太郎君	志賀徳次郎君
始岡 伊平君	椎熊 三郎君
椎名悦三郎君	篠田 弘作君
島村 一郎君	正力松太郎君
進藤 一馬君	周東 英雄君
鈴木 正吾君	鈴木 善幸君
砂原 格君	世耕 弘一君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君
園田 直君	田口長治郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 彰治君
田中 龍夫君	田中 正巳君
田邊 國男君	田村 元君
高石幸三郎君	高崎達之助君
高瀬 傳君	高橋清一郎君
高橋 禎一君	高橋 等君
高見 三郎君	竹内 俊吉君
武知 勇記君	中馬 辰猪君
津島 文治君	塚原 俊郎君
辻 寛一君	寺島隆太郎君
渡海元三郎君	徳安 實蔵君
床次 徳二君	富田 健治君
内藤 隆君	中井 一夫君
中垣 國男君	中會根康弘君
中村 幸八君	中山 マサ君
永田 亮一君	永山 忠則君
藤尾 弘吉君	夏堀源三郎君
楠橋 渡君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君

丹羽 兵助君	西村 英一君
野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	羽田武嗣郎君
馬場 元治君	橋本登美三郎君
橋本 正之君	橋本 龍伍君
長谷川四郎君	八田 貞義君
服部 安司君	濱田 幸雄君
濱地 文平君	濱野 清吾君
早川 崇君	林 讓治君
林 唯義君	原 健三郎君
原田 憲君	平井 義一君
平野 三郎君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福井 順一君
福田 赴夫君	福田 篤泰君
福田 一君	福永 一臣君
福永 健司君	藤枝 泉介君
藤山愛一郎君	船田 中君
古川 丈吉君	坊 秀男君
星島 二郎君	堀内 一雄君
堀川 恭平君	本名 武君
前尾繁三郎君	前田 郁君
前田 正男君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松浦周太郎君
松澤 雄蔵君	松田竹千代君
松田 鐵蔵君	松永 東君
松野 頼三君	松本 俊一君
三池 信君	三浦 一雄君
三木 武夫君	三田村武夫君
三和 精一君	水田三喜男君
南 好雄君	村上 勇君

毛利 松平君 森 清君 山口 好一君 山口 六郎次君 山本 勝市君 早瀬 田村 吉三君
 森下 國雄君 入木 一郎君 山崎 巖君 山下 春江君 渡邊 本治君 渡邊 良夫君
 入木 徹雄君 保岡 武久君 山手 清男君 山中 貞則君 亘 四郎君
 柳谷 清三郎君 山口 喜久一郎君 山村 庄之助君 山村 新治郎君

日程第一 昭和三十三年第一般会計予算補正(第二号) 議員(加藤 謙五郎君) 日程第一、第二
 ○議長(加藤 謙五郎君) 昭和三十三年第一般会計予算補正(第二号)

号)を議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長橋本君。

昭和三十三年第一般会計予算補正(第二号) 国会に提出する。
 昭和三十三年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年第一般会計予算補正
 予算補正総則

第1条 既定の昭和三十三年歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和三十三年歳入歳出予算額	1,321,229,502,000	1,321,229,502,000
補 正 追 加 額	11,853,912,000	11,853,912,000
改昭和三十三年歳入歳出予算額	1,333,083,414,000	1,333,083,414,000

上記補正額の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。
 第2条 国が財政法(昭和二十二年法律第34号)第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」による。
 第3条 歳入予算補正の明細は、別に添附する「歳入予算補正明細書」に掲げる。
 第4条 歳出予算補正及び繰越明許費補正の内訳は、別に添附する各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「繰越明許費補正要求書」に掲げる。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入	大 蔵 省 主 管
(道 加 額)	
(部) 租 税 及 印 紙 収 入	8,000,000,000 円
(数) 租 税	8,000,000,000
(項) 相 続 税	500,000,000

砂 糖 消 費 税	3,500,000,000
税 金	4,000,000,000
(部) 専 売 納 付 金	3,000,000,000
(数) 日本専売公社納付金	3,000,000,000
(項) 日本専売公社納付金	3,000,000,000
(部) 政府資産整理収入	348,120,000
(数) 固有財産処分収入	348,120,000
(項) 固有財産売却収入	348,120,000
(部) 雑 収 入	102,961,000
(数) 固有財産利用収入	102,961,000
(項) 固有財産貸付収入	102,961,000
計	11,451,081,000
文 部 省 主 管	
(道 加 額)	
(部) 官 業 益 金 及 官 業 収 入	402,831,000
(数) 官 業 収 入	402,831,000
(項) 補 正 額 合 計	402,831,000
歳 入 補 正 額 合 計	11,853,912,000
国 会 所 管	
(組織) 衆 議 院	97,129,000
(項) 衆 議 院	97,129,000
(組織) 参 議 院	72,461,000
(項) 参 議 院	72,461,000
(組織) 外 務 省 所 管	169,590,000
(項) 外 務 省 所 管	169,590,000

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔橋本渡君登壇〕

○橋本渡君 ただいま議題となりまし
た昭和三十三年度一般会計予算補正
(第2号)につきまして、委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申し
上げます。

本予算補正は、去る一月二十三日予
算委員会に付託され、三十一日政府よ
り提案理由の説明を聴取し、二月十三
日、十四日の両日にわたって審議し、十
四日討論、採決されたものであります。
まず、その内容を簡単に申し上げます。

今回提出せられました予算補正は、
三十三年度予算成立後に生じた事
由に基き、当面必要とされる経費につ
いて予算措置を講ずるためのものであ
ります。今回の予算補正の規模は、歳
入歳出ともそれぞれ百十八億五千四百
万円であります。従いまして、さきに
成立いたしました予算補正(第1号)に
よる追加分を合せて、昭和三十三年度
一般会計予算総額は、歳入歳出とも一
兆三千三百三十億八千三百万円となる
のであります。

歳出のおもなものは、生活保護費十
三億九千万円、失業対策費十六億四
千百万円、義務教育費国庫負担金四十

五億七百万円、三十三年度発生災害復
旧事業費十五億八千五百万円等、主と
して義務的経費の追加であります。

これに必要な財源といたしましては
、租税及び印紙収入八十億円、専充
納付金三十億円等、現在までの収納状
況から推して、収入の見込みが予算額
をこえることが確実なもののみをもつて
充てることにいたしました次第であります。
次に、委員会における質疑について
若干申し上げます。

まず、質問の第一点は、「今回の補
正の対象となった義務教育費国庫負担
金四十五億円、すなわち、教職員給与
費国庫負担金の三十三年度精算不足額
二十九億円と、期末手当〇・一月分の増
額等に伴う三十三年度所要額十五億円
は、それぞれ三十二年、三十三年度
の地方財政計画には見込まれておら
ず、地方自治団体の負担となり、地方
財政を圧迫すると思うが、三十三年度
及び三十四年度においては、いかなる措
置を講ずるのか」というのであります。
す。質問の第二点は、「三十四年度は、
地方財政の再建等のための公共事業に
係る国庫負担等の臨時特例に関する法
律の適用期限が終了し、関係部分の国
庫負担率が引き下げられる。しかる
に、三十四年度の地方財政負担にかか

る公共事業は増大するので、弾力的財
源に乏しい地方財政を非常に圧迫する
と思うが、財源を確保するために固定
資産税の評価基準を引き上げる意図は
ないのか」というのであります。

これに対し、第一点の義務教育費国
庫負担金につきましては、「三十三年
度の精算不足分をできるだけ少なくす
るために予想されるものについては今回
の予算補正で措置されることになって
おり、さらに、三十四年度の国庫負担
分については、退職手当積立率を二%
から二・五%に、昇給原資の二%を
三%に引き上げる等の措置によって相
当改善せられていく。また、第二点
の固定資産税の評価基準については、
「評価がえをするつもりはない」という
政府の答弁でありました。

以上のほか、賠償支払い問題、日韓
問題、日中問題等、国政の諸般にわ
たって活発なる質疑応答が行われまし
たが、詳細は会議録に譲ることにと
したいと思ひます。
かくして、十四日質疑を終了し、引
き続き討論、採決を行いました結果、
本予算補正は政府原案の通り可決いた
しました次第でございます。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これより討論
に入ります。岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、日本社会党を代表
いたしました。ただいま議題となりま
した昭和三十三年度一般会計予算補正
(第2号)に反対をし、その理由を申し
上げたいと存じます。(拍手)

なるほど、この補正予算は、その規
模において当初予算の二%程度のもの
であり、その内容も、支出において
は、社会保障関係なり、災害復旧ある
いは義務教育費国庫負担等、法律に
よつて規定された国家の義務支出であ
り、また、その財源としては、関税な
り、砂糖消費税なり、また相続税、さ
らには専売納付金の増収確実なる部分
を充てておりますので、一見きわめて
事務的な補正予算でございます。そこ
で、先般の委員会においても、自民党
の諸君は、社会党がこれに反対する態
度を目して反対のための反対であると
申されますが、これはまことに認識不
足と申さねばなりません。(拍手)

諸君はお忘れではないでありまし
ょうが、昨年の五月、総選挙が済んでか
ら、すでに三回も、われわれは、成規
の手續を経て、特に、当面する中小企
業なり失業問題については大幅なる予

算の補正を要求し、さらにはまた、政
策の一大転換を要求したことは、御記
憶のことと存するのでございます。し
かも、このような当時の事情が、今日
においても一向に改善されてはおりま
せん。なるほど、なべ底景気も上向い
た、この秋には増資ブームが来て、再
び高原景気があるかもしれないなど
という者もあるが、高原の下を野で
は、依然として、気の毒な中小企業
は、苦しい金繰りなり、高金利なり、あ
るいは不渡り手形の不安におびえてお
る。あるいは、テレビが売れる、映画
館がはやる、消費ブームだと申してお
ります。しかし、たとえば、日本の勞
働者の賃金の実態は、最近の統計を見
ても、一万二千円以下の者が五〇%、
八千円以下の者が三〇%という比率で
ある、従いまして、当然、政府は補正
に組まなければ、――三十四年度の一
般会計予算にわれわれの意欲を満たす
べきにもかかわらず、二回にもわたる
補正においてこれを拒否し、三十四年
度予算案においては、さらにこの国民
の窮乏を強化しようとするような乱暴
な政策を見せておるのである。これ
が、われわれのこの補正予算案に反対を
する根本の立場でございます。(拍手)

そこで、たとえば、この予算案そのものについて申し上げても、なるほど、生活保護法の医療扶助には十四億八千万円が計上されておる。これも、厚生省の当初の要求は三十億であつた。これがわずかの半分にけ落されてしまつておるのであるから、これだけでも、義務的に支出すべき生活保護法の費用について、政府は義務を履行する誠意がないとも言える。しかも、このような大なたをふるつての予算額に締めつけられましては、地方における法の運営において、あるいは適用の制限なり、あるいは診療の打ち切りが起らないという保証はないのである。

しかも、このような方針は、三十四年度の生活保護法においても踏襲されておる。三・一％生活扶助費はふやせうというが、これは物価の値上りに相応したたけのものであつて、生活保護費は実質的に一文もふやされておらぬ。しかも、そのエンゲル係数は六四である。エンゲル係数が六四であるという生計費は、かよわい、気の毒な生活困窮者を、最低の文化生活どころか、大小屋の生活に縛りつけようという政策にはかならない。しかも、政府が発表しておる厚生白書によれば、生活保護法の適用が受けたくても受けられない、

いわゆるポーター・ラインの極貧層が千二百万になんなんとしておるが、全く野放しで、何らの救済措置も講じようとしておらない。

あるいは、この補正予算には、失業保険に対する国庫負担金が計上されておる。ところが、来年度になると、いよいよ保険財政が六百億も赤字になつたからというので、国庫負担は大幅に引き下げようとしておる。失業保険制度というものは、わが国の労働事情のもとにおいては、最も中心となるべき雇用政策の中核であるにもかかわらず、その意義をわきまえないどころか、一昨年は完全失業者が三十五、六万、昨年は四十七、八万と飛躍的にふえておる。あるいは、昨年における就職率を見ても、五月の六・七が、十一月には四・八％と激減しておる。もし保険財政に余裕があつたら、当然、適用の範囲を広めるなり、給付内容を改善して、期間の延長をはかることが、真に社会保障制度を愛する者の当然の措置である。(拍手)もうけが出たから政府の支出を切り下げようという、こりいう、さもし、社会保障を営利事業と取り違えたような態度で、一体、何の福祉国家の建設ができるか。(拍手)

社会保障制度と、完全雇用政策と、そうして合理的な最低賃金制度というものは、今さら申し上げるまでもなく、近代社会における国民生活を守る三本の大きな柱である。ところが、歴代の内閣は、みずからの資本主義政策の上に常に貧困と失業を生み出したがら、この失業と貧困のために複雑的な対策を講じて参つたが、今申しました一事について見ても、岸内閣は、このみずからが生み出したところの貧困と失業に対して面をそらし、背を向けようといはしておる。われわれは、政府がいかに福祉国家を唱えられ、社会保障の充実を唱えられても、岸内閣には、もはや社会保障、福祉国家建設の限界がきておることを見抜いておる。

と替わんよりは、むしろ、岸内閣の政治的生命そのものが限界に到達したものと、いなければならぬのである。(拍手) あるいは、この予算案において、災害復旧の名のもとに、農漁村なりその他の補助金が計上されておるが、これも、現地の要求額を、大きく、六四％も査定で押さへてしまつておる。しかも、今日の農村においては、自然の力による風水害よりも、政策の間違ひから起つたところの人の災の方が、ずっと大

きく農村を荒しておる。自分たちの作る農産物は安い。しかも、政府は、再生産を保障する、納得のいく価格政策というものは何らとつてくれない。一方で、動力なり、農機具なり、あるいは農薬なり、化学肥料というものの独占価格は一向に下らないという、作つたものと買つたものの、はさみ状価格差は、昭和二十九年を境として、年急激に増大してきておる。そういうわけであるから、はさみ撃ちに耐えかねて、特に中小零細農は自分の耕地を捨てて転落しておる事実を、最近の農林白書がはつきりと示しておるのである。敗戦によつて自分が手にしたところの耕地を――農民の唯一の生産手段であり、また、最大の生産手段である農地を手放さねばならないという、これは、単なる一個の、農村の窮乏の物語ではない。日本の農村には、今や深刻なる恐慌が起ろうとさへしておることを、私は懸念するものである。

この規模の小さい補正予算に関連いたしましても、このように、国民生活は貧富の格差というものがますます拡大しておる。農村は、これまた恐慌の一步手前という、みじめな状態を示しておる。労働者の賃金の実態は、先ほども申し述べましたが、さらに、最も

重大な、当面する大経営と小経営における賃金の格差、一昨年はすでに五〇％という数字を示しておるが、これを、いわゆる業者間協定、地域別業者間協定というよりな、こりいう乱暴な最低賃金法によつて、人種的な差別にもひとしいような、中小労働者の低賃金を合理化しようとするがごときは、われわれは、日本のあらゆる労働者とともに、政府と与党に向つて断固戦いを宣したいと存するのである。

中小企業に見ても、その事例は一々枚挙にいとまがないのであるが、実に、労働者といひ、農民といひ、そしてまた中小企業家といひ、今日、日本には目に見えない貧困の波が大きく押し寄せておる。この責任は何人にあるかといへば、言わずと知れた、岸内閣がみずからの権力をもつて独占資本の利益に奉仕しようとする、露骨なる収奪政策の結果にはかならないのである。(拍手) 今日、日本の経済を支配する、これらの大経営と政府が、いかなる形で結合しておるか。たとえば、その一例を見るならば、昭和三十一年度に、政府が関係する金融機関において、資本金三億以上の大経営、大事業に融資せるものは、開発銀行において八九％、同

題となつた輸出入銀行において八八%、長期信用銀行において七〇%、興業銀行の六五%、このようにして、国民の血税、零細な労働者の保険の積立金、つましい国民の郵便貯金が、借しげもなく大企業、大経営につき込まれておる。このようにして、政府みずからが独占資本の強化と利益のために奔命をいたす、ここに必然的に疑獄と汚職の種がまかれてくるのである。政治は、そのために、いよいよ腐敗墮落する。従つて、いかに岸總理とその御一党が釈明を繰り返されても、この因果の鉄則は、諸君をますます疑惑とそうして不信の座に据えつけるであらうことを、私は申し上げたい。

わが党は、国を守るよりも国民の生活を守れという立場において、防衛費の大幅削減を主張してきた。しかしながら、今日、核兵器の巨大なる発達によつて、全面戦争が起れば勝利者はいない。戦術兵器としても、すでに五十キロトンの核兵器がむざむざに用いられる今日、われわれは、このようにな、あさはかな外国の中古兵器にたよつた日本の防衛力は、もはやナンセンスであるということを示し上げなければならぬ。国を守るためには、まず国民の生活を守る。われわれは、この

立場に立つて、あくまでも国民の利益と繁栄を擁護する決意である。世界の国々において支配と従属の存在する限り、世界の平和はこない。国の中に搾取する階級と搾取される階級がある限りいつまでも繁栄と福祉はこないのである。われわれが、この原則に立つて、やがて来たるべき将来においては国民の圧倒的な支持をかちとるであらうことを申し上げて、反対の討論を終えるものであります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第二、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長鈴木善幸君。

警察法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日 内閣總理大臣 岸 信介

警察法の一部を改正する法律 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条(見出しを含む)中「科学捜査研究所」を「科学警察研究所」に改め、同条第二項を次のように改める。

科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを用いること。
- 二 少年の非行防止その他犯罪の防止についての研究及び実験に關すること。
- 三 交通事故の防止その他交通警察についての研究及び実験に關すること。

附則 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

少年の非行防止、交通事故の防止等に關する研究及び実験を行い、もつて科学的な警察活動を推進するため、警察法に附置されている科学捜査研究所を拡充し、その名称を科学警察研究所と改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鈴木善幸君登壇〕

鈴木善幸君 たいだいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、最近における少年の非行の著しい増加と悪質化の傾向、交通状況の著しい変化等に対応するため、少年の非行防止、交通事故の防止等に關する研究及び実験を行い、これにより科学的な警察活動を推進するため、警察法に附置されておる科学捜査研究所を拡充し、その名称を科学警察研究所とするよう、警察法の一部に所要の改正を加えようとするものであります。

すなわち、犯罪予防は警察の重要な責務となっておりますので、犯罪、特に少年非行の応急的鎮圧作用のみでなく、少年の非行的傾向を助長する要因等について科学的に研究し、それを基礎として合理的な少年非行の防止、その他犯罪防止のための技術及び対策を発見するよう努力すべきであり、また、近時自動車数の激増による交通量の飛躍的増加により複雑かつ困難なものとなつてきた交通警察に対処して、その適正な運営を期するため、道路交通の規制、交通安全の施設、材料、車両運転者等の諸要件等、これに關連する諸問題の科学的研究及び実験を行い、これを基礎として交通警察に關する適切有効な対策を樹立する必要がある、これらの必要を満たすため、警察法第二十八条の規定により設置されておる科学捜査研究所の任務に以上の二点を新たに加え、従つて、その名称も科学警察研究所と改めようとするものが、本案の内容であります。

本案は、去る一月二十六日日本委員会に付託され、同月二十九日青木國務大臣から提案理由の説明があつて、慎重審議いたしました。その詳細は会議録に譲りますが、科学警察研究所の機構と施設については、さらに根本的な検

二二三

昭和三十四年二月十七日 衆議院會議録第十五号 警察法の一部を改正する法律案

討を加えてこれを拡充強化し、科学警察の一そのの推進をはかるべきであるとの意見があり、よつて、本案に対する質疑終了の際、次のごとき附帯決議を付すべしとの動議が委員阪上安太郎君から提案されました。

附帯決議

政府は、警察活動の科学化を推進することの必要性にかんがみ、科学警察研究所の機構施設を更に一層整備し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。
右決議する。

かくて、本月十三日質疑を終了、討論を省略して採決に付しましたところ、本案は全会一致原案通り可決すべきものと決し、また、右の附帯決議の動議についても、全会一致をもつてこれを付すべしと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案(内閣提出、参議院送付)

○松澤雄雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、水産庁設置法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案、水産庁設置法の一部を改正する法律案、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事高橋順一君。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右
昭和三十四年一月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項の表中「纖維工業設備審議会」の次に次のように加える。

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 第二十五条第一項の表中「纖維工業設備審議会」の次に次のように加える。	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の改正に關する重要事項を調査審議すること。
---	---

附則第三項の次に次の一項を加える。
4 第二十五条第一項の表に掲げる附屬機関のうち、鉱業法改正審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

鉱業法施行後の経緯にかんがみ、通商産業省に鉱業法改正審議会を設置して、鉱業法の改正に關する重要事項を調査審議する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

水産庁設置法の一部を改正する法律案
右
昭和三十四年一月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

水産庁設置法の一部を改正する法律案
水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「三部」を「四部」に、「生産部」を「漁政部」に改める。
第五條中第十号から第十二号までを削り、同條の次に次の一條を加える。

(漁政部)
第五條の二 漁政部においては、左の事務を掌る。

理由

漁港関係行政事務の増大及び複雑化にかんがみ、水産庁に漁政部を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に關する事務を処理すること。
二 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の施設若しくは改良を行い、又は海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の施設、改良及び災害復旧を行う者に対する指導監督及び助成に關する事務を処理すること。

三 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に關する事務を処理すること。

四 前三号に掲げるものの外、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に關する事務を処理すること。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由
漁港関係行政事務の増大及び複雑化にかんがみ、水産庁に漁政部を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査
会設置法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

臨時生鮮食料品卸売市場対策調
査会設置法

〔設置〕

第一条 農林省に、附属機関とし
て、臨時生鮮食料品卸売市場対策
調査会(以下「調査会」といふ。)を
置く。

〔所掌事務〕

第二条 調査会は、農林大臣の諮問
に応じ、生鮮食料品の卸売市場に
ついで対策に関する重要事項を
調査審議する。

〔組織〕

第三条 調査会は、委員三十人以内
で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に
関し学識経験のある者のうちから
農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

〔会長〕

第四条 調査会に、会長を置き、委
員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あ
らかじめその指名する委員がその
職務を代理する。

〔専門委員〕

第五条 調査会に、専門の事項を調
査審議させるため、専門委員を置
くことができる。

2 専門委員は、第二条に規定する
事項に関し学識経験のある者のう
ちから、農林大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

〔答申〕

第六条 調査会は、第二条に規定す
る事項に関し調査審議した結果
を、この法律の施行の日から一年
以内に、農林大臣に答申するもの
とする。

〔政令への委任〕

第七条 この法律に定めるものは
か、調査会の組織及び運営に関
し必要な事項は、政令で定め
る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法
律第五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四条第一項の表中

農業観測審議会
統計的調査資料に基づく農
林畜水産業に関する予測
事業に関する重要事項を
調査審議すること

農業観測審議会

臨時生鮮食料品卸
売市場対策調査会

統計的調査資料に基づく農林畜水産
業に関する予測事業に関する重要
事項を調査審議すること。
臨時生鮮食料品卸売市場対策調査
会設置法(昭和三十三年法律第
号)の規定によりその権限に属さ
せた事項を調査審議すること。

に改める。

理由

生鮮食料品の流通事情にかんが
み、早急に生鮮食料品の卸売市場に
ついで対策を立案するため、農林
省に当該対策に関する重要事項を調
査審議するための機関として、臨時
生鮮食料品卸売市場対策調査会を設
置する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査
会設置法案

右の内閣提出案は本院において可決
した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年十二月十七日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 たいま議題となりま
した三法案につきまして、内閣委員会
における審査の経過並びに結果を御報
告申し上げます。詳細につきましては
会議録によつて御承知願うこととし、
簡潔に要点を申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改
正する法律案は、鉱業法の改正に関す
る重要事項を調査審議するため、通商
産業省の付属機関として、二年間、鉱
業法改正審議会を設置するものであり
ます。

次に、水産庁設置法の一部を改正す
る法律案は、漁港関係行政事務の増
大、複雑化にかんがみ、これらの事務
を円滑に処理するため、水産庁に漁港
部を新設するものであります。

次に、臨時生鮮食料品卸売市場対策
調査会設置法案は、生鮮食料品の適正
かつ円滑な流通をはかるため、農林大

臣の諮問に応じ、生鮮食料品の卸売市
場についての対策に関する重要事項を
調査審議することをその任務とし、委
員三十人以内で組織する臨時生鮮食料
品卸売市場対策調査会を農林省の付属
機関として設置するものであります。
なお、調査会は、その調査審議した
結果を、この法律施行の日から一年以
内に答申することといたしておりま
す。

以上は三法案の要旨であります。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会
設置法案は、昨年十二月十日日本委員
会に予備付託され、同月十七日日本付託
となり、他の二法案は一月二十九日日本
委員会に付託され、二月三日、三法案に
ついて政府よりそれぞれ提案理由の説
明を聴取いたしましたのであります。本委
員会に付託されました諸法案のうち、
各省設置法関係のものは、右三法案を
含め十数件にも上っておりますので、
これら設置法改正案等につきましては、
小委員会を設け審査を行うなど、特に
慎重を期して参つたのであります。
二月十三日質疑を終了し、本日、討
論の通告もなく、直ちに一括して採決
を行いましたところ、三法案はいずれ
も全会一致をもって原案の通り可決す
べきものと決定いたしました。

昭和三十四年二月十七日 衆議院会議録第十五号 朗読を省略した報告

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤健五郎君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤健五郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤健五郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十一分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 岸 信介君
- 法務大臣 愛知 揆一君
- 外務大臣 藤山愛一郎君
- 大蔵大臣 佐藤 榮作君
- 文部大臣 橋本 龍伍君
- 厚生大臣 坂田 道太君
- 農林大臣 三浦 一雄君
- 通商産業大臣 高橋達之助君
- 運輸大臣 永野 護君
- 郵政大臣 寺尾 豊君
- 労働大臣 倉石 忠雄君
- 建設大臣 遠藤 三郎君
- 国務大臣 青木 正君
- 国務大臣 伊藤繁次郎君

- 国務大臣 世耕 弘一君
- 国務大臣 山口喜久一郎君
- 出席政府委員
- 内閣官房長官 赤城 宗徳君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

捕獲検査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

科学技術会議設置法

憲法調査会法の一部を改正する法律

(指名通知)

一、去る十三日本院は国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員中村梅吉君、同益谷秀次君、同竹山祐太郎君及び同増田甲子七君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十三日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員中村梅吉君、同益谷秀次君及び同竹山祐太郎君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知)

一、去る十三日本院は土地調整委員会委員に山崎丹照君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨十六日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 牛場 信彦

(政府委員任命通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、昨十六日議長において承認した牛場信彦を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、外務省経済局長事務代理高野藤吉は去る二月十二日同局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になった。

一、経済企画庁総合開発局長事務代理竹田達夫は昨十六日同局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になった。

(理事補欠選任)

一、去る十三日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

- 理事 芳賀 貢君(理事日野吉夫君去る十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 柳田 秀一君

外務委員 久保田 豊君

農林水産委員 高田 富之君

予算委員 網島 正興君

網島 正興君 勝岡田清一君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

片島 港君

山下 春江君 今村 等君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

多賀谷貞穂君

商工委員

小松 幹君 今村 等君
予算委員

森下 國雄君 山下 春江君
津島 文治君 保岡 武久君

藤枝 泉介君 加藤 高藏君
佐藤虎次郎君 多賀谷貞穂君

今村 等君 早稲田柳右衛門君
北村徳太郎君 田村 元君

井出一太郎君 小坂静太郎君
大平 正芳君 小松 幹君

淡谷 悠藏君
一、昨十六日議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 南條 徳男君

法務委員 高橋 禎一君
大蔵委員 福井 順一君

文教委員 三木 武夫君
社会労働委員 河野 正君

運輸委員 伊藤卯四郎君
高橋 英吉君

(特別委員辞任)
一、去る十三日議長において、次の特

別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 堂森 芳夫君

(特別委員補欠選任)
一、去る十三日議長において、次の通

り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

櫻井 奎夫君
(議案提出)

一、去る十四日議員から提出した議案
は次の通りである。

義務教育費国庫負担法の一部を改正
する法律案(櫻井奎夫君外二名提出)

一、去る十四日内閣から提出した議案
は次の通りである。

公営企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正す
る法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案

一部を改正する法律案
昭和三十三年度国有財産増減及び現

在額総計算書
昭和三十三年度国有財産無償貸付状

況総計算書
昭和三十三年度物品増減及び現在額

総計算書
一、昨十六日議員から提出した議案は

次の通りである。
運輸大臣水野護君不信任決議案(淺

沼稻次郎君外四名提出)

一、昨十六日内閣から提出した議案は
次の通りである。

地方税法等の一部を改正する法律

案
(議案受領)

一、去る十三日参議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正
する法律案

昭和三十三年分の所得税の確定申告
書の提出期限等の特例に関する法律

案
一、昨十六日予備審査のため内閣から

送付された次の議案を受領した。
日本観光協会法案

自動車ターミナル法案
(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十六日議員から次の議案は委員
会の審査を省略されたい旨の要求書

を受領した。
運輸大臣水野護君不信任決議案

淺沼稻次郎君外四名
(議案付託)

一、去る十三日委員会に付託された議
案は次の通りである。

市町村職員共済組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第六四号)(参

議院送付) 地方行政委員会 付託
下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第六五号)(参議院送付)

昭和三十三年分の所得税の確定申告
書の提出期限等の特例に関する法律

案(内閣提出第八八号)(参議院送付)
大蔵委員会 付託

一、去る十四日委員会に付託された議
案は次の通りである。

防衛庁職員給与法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一五〇号)

公営企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一四九号)

地方行政委員会 付託
国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五一
号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出第

一五二号)
以上二件 大蔵委員会 付託

昭和三十三年度国有財産増減及び現
在額総計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状
況総計算書

以上二件 決算委員会 付託
一、昨十六日委員会に付託された議案

は次の通りである。

地方税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五三号) 地方行政委員会 付託

一、昨十六日予備審査のため内閣から
送付された議案は次の委員会に付託

された。
日本観光協会法案(内閣提出第一五

四号)(予)
自動車ターミナル法案(内閣提出第

一五五号)(予)
以上二件 運輸委員会 付託

(議案送付)
一、去る十三日参議院に送付した内閣

提出案は次の通りである。
裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案
商工組合中央金庫法の一部を改正す

る法律案
中小企業信用保険公庫法の一部を改

正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法

律案
(議案通知)

一、去る十三日参議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨参議院に通知し

た。
捕獲審検所の検定の再審査に関する

法律の一部を改正する法律案

昭和三十四年二月十七日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した報告

(議案通知書受領)

一、去る十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

科学技術会議設置法案

憲法調査会法の一部を改正する法律案

(議案撤回通知)

一、次の議案は去る十三日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

最低賃金法案(勝岡田清一君外十六名提出)

家内労働法案(勝岡田清一君外十六名提出)

衆議院會議録第十四号中正誤

正 誤

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙等二件

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙等二件

一八三 一四うち外に うち外に

一八四 三、一名 一、一名

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

但し良質紙は二十円
(送料別)

発行所

東京都新宿区西谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三三
電報 報 報